

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月29日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助野健児
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 助野健児は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

当社は、連結子会社である富士ゼロックス株式会社（以下FXといいます。）の海外販売子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下FXNZといいます。）及びFuji Xerox Australia Pty. Ltd.（以下FXAといいます。）において、リース取引に関する売上高及び受取債権の不適切な会計処理等があったことが明らかになったことを受け、内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものとし、内部統制報告書の訂正報告書(第116期(自2011年4月1日 至2012年3月31日、(第120期(自2015年4月1日 至2016年3月31日))及び内部統制報告書(第121期(自2016年4月1日 至2017年3月31日))を2017年7月31日に提出しました。

当社は、外部有識者による第三者委員会から受領した調査報告書を踏まえ、本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を策定し内部統制の整備、運用状況の改善を図りました。

当社のFXに対するガバナンス強化と、FXの業務管理プロセスの強化

(a)組織体制の見直し

- ・FXの財務会計機能を当社経理部に、内部監査機能を当社グローバル監査部にそれぞれ統合

(b)当社からFXへの経営人材の派遣

- ・当社からFXに対する派遣取締役を3名から6名へ増員
- ・新設したアジアパシフィック・中国地域本社統括長などを当社から派遣

(c)グループ内部統制の強化

- ・FX販売子会社のCEO選任はFXの経営会議体で実施
- ・当社にグループ会社管理部を設置しFXで実施している子会社業績管理の状況をモニタリング
- ・主要な子会社の取締役会付議事項について当社管掌役員等へ事前報告をもとめる事前報告規程の制定運用
- ・今回の不適切会計を教訓とした研修教育を実施
- ・当社に直接通報できる内部統制制度を整備運用
- ・FXの内部通報の状況を含むリスク・コンプライアンス案件を半期ごとに当社取締役会に報告

当社のガバナンス体制変更

(a)社外取締役の増員

- ・当社の取締役の人数の内、3分の1を社外取締役とした
- ・弁護士及び会社経営者を社外取締役とした

FXNZ及びFXAの事業及びリスク特性に適合した内部統制の再構築

(a)リース取引及び債権管理プロセスの是正

- ・営業部門から独立した与信管理部門が与信を承認
- ・リース分類に関してチェックリストを用いた確認を実施
- ・売掛金年齢表及び不良債権レポートを月次でCFOが承認

その結果、開示すべき重要な不備は是正され、当事業年度末において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。